

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和8年3月12日（木曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午前10時57分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加嶋 辰史 委員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未	議事係主任	福田 佳菜
出席説明員	【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 山根 径 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 健康こども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課参事 中本 恵 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課健診推進室長 小森 里美 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平 生活安全課長 門木 淳子 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時59分 開会

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは少し時間は早いようですが、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、健康こども部の先議分以外の質疑、討論、採決、その他の報告を行い、続いて令和8年度の当初予算の質疑を行います。令和8年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知おきください。

【健康こども部】

◆勝田鮮二委員長 それでは健康こども部の議案審査に入ります前に竹内健康こども部長に挨拶をいただきたいと思います。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 皆さんおはようございます。健康こども部長竹内です。本日の福祉保健委員会で御審議いただく健康こども部に係る議案につきましては、2月26日に御説明させていただきました4件で、条例制定が1件、条例の一部改正が3件でございます。御審議をよろしく申し上げます。それからその他報告でとっとり市民健康プラン2026の策定についてと令和8年度公立保育園・幼稚園における給食費の改定について報告をさせていただきます。

それから引き続き開催されます予算審査特別委員会福祉保健分科会では、同じく2月26日に御説明させていただきました令和8年度予算について御審議をいただきます。本日はよろしく申し上げます。

◆勝田鮮二委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては前回の委員会で説明をいただいております。

議案第38号鳥取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第38号鳥取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 まず、議案38号のこの条例は内閣府が案をつくっておられるようなんですが、独自の条項はあるのかなのか、まず、それをお聞きします。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。このたびの制定した条例に関しましては市の独自基準はございません。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 独自条項はないということです。附議案書の7ページについてお聞きします。第4条で面談の条項なんですが、括弧して映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む、オンラインオーケーだよということなんかなって思うんですが、まず、そういうことなのかということと、現状はどうなっているのか、令和7年度ですね。それから令和8年度、これに基づいてどういうふうになるのかって言うようなところを教えてください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。この括弧書き、委員さんおっしゃられたとおり、オンラインでの対応が可能というところでございます。令和7年度におきましては、各実施園ともオンラインでの実施はしておりません。対面で園のほうに訪問いただいて、お子さんの状況も見ながら親子面談という形でさせていただいております。令和8年度においても令和7年度

同様の対応を行う予定でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 それは公立だけじゃない、市内の民間の実施園についても同じことということ
でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。公私立合わせて全園での対応というところでござ
います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございま
すか。岩永委員。

◆岩永安子委員 反対です。令和8年度から新たな給付制度の実施によって、子ども・子育て支
援法による給付を受けるために、市町村が確認する必要があるということで第38号の条例を制
定するものだというふうに認識をしております。設備や運営について基準を設ける条例は45
条になるわけですが、その中身で出てくることなんですけれども、月の10時間程度しか保育
をしない児童に対して、保育を経験するというで始まる、そういう園に対して、そこがこ
の子ども・子育て支援法の給付を受けるというために認可をするものですので、その運営の
中で出てきますけれども、自治体が決めた研修を受けた人、資格のない人に僅か10時間しか来
ない子供たちに保育をするというような中身を決めている制度ですので、そういう事業を始め
るという許可をするということなんですけど、そういう条例ですので私は反対をいたします。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 賛成の立場で討論させていただきます。この制度はモデル事業といたしますか、
これまでもいろいろと試行的な取組をされてきて、その中で精査されながらいよいよ令和8年
度から本格実施されるという制度です。確かに僅か10時間かもしれませんが、親子でず
っと家の中にいて、そしていきなり保育園に行く、幼稚園に行くというよりも、この一番大事
な期間に保護者が孤立しない、孤独化に陥らない、また、子供も外に出ている人々に触れて
いくってということで、これまでの取組も保育園にもまた、親御さんにも感想伺ったときにも非
常に好評で、また、いい経験でとても大事な取組だということを試行的にやらせてもらって実感
しましたという声も聞いておりますので、子育て支援の一番重要なときにこうした取組をして
いく制度であるということで賛成いたします。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは討論を終結します。これより議案第38号鳥
取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。
本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第44号鳥取市保健センター条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第44号鳥取市保健センター条例の一部改正についての質疑
を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。永委員。

◆岩永安子委員 東保健センターがなくなる、それから青谷の保健センターはもう既にないわけなんですけど、東の保健センター、保健師さんが複数おられて拠点だったわけなんですけど、今後国府総合支所に保健師さんが1人になると。周辺部の町村はどこの支所もそうだよということなんだと思うんですけど、保健師さんはやっぱり乳幼児だとか、障がい者だとか、高齢者の方、本当に関わってほしいって地元の方々は思っられると思うし、関わりたいっていうふうには思っておられるんじゃないかと思うんですけど、これまで私も周辺部の方から保健師さんがなくなったという声を聞いてきました。そういう弊害が出てくるんじゃないかっていう心配をするんですけど、そこら辺についてはどういうふうな、そういう弊害がありませんよという、こういうふうにしますよというような辺でちょっと答弁いただきたいんですが。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。4月からの体制については、国府支所のほうに国府地域を担当ということで保健師を配置する予定にしています。これまでの東保健センターについては、国府地域だけではなくって桜ヶ丘中学校区、東中学校区などの保健師も配置をしておったところです。それを桜と東を駅南庁舎のほうに持ってきて、鳥取地域全体を駅南庁舎にいる保健師で対応していこうかなというところです。確かに支所のほうには1名ずつしか保健師は配置をしておりませんが、お客さんのほうは支所のほうとか、駅南庁舎のほうに来られる数というのは随分減ってきているのかなと思っています。

1つには保健師のほうは地域のほうに出かけていってアウトリーチを強化しているところもあると思うんですけど、そういった丁寧な外に出かけていって対応するというようなところが1つあると思いますし、それから人口差も当然あると思います。少ないところもあれば少し多めな地域もあると思いますが、今、例えば河原・用瀬・佐治であれば南ブロックという形で3人の保健師が協力をしながら対応しているというところもありますし、また、それだけでは不足をするというようなことがあれば、例えば母子保健とか、成人保健とか、いろいろ訪問する種類はたくさんあるんですけども、それぞれの中で駅南庁舎の職員の保健師のほうに向かうということもありますし、まずはブロックの中で協力しながらしていくということ、それから駅南庁舎のほうからも応援に行けるというようなところでこれまでも対応してきておりますし、これからは東のほうについても同じような形で進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。どうしても建物がなくなったり、人数が減ったりするとやっぱり地域住民は不安になるところがありますので、そこをやっぱり集団でセンターやそれからブロックでということ、あるいは庁舎の中での事務仕事をほかの職員さんに協力してもらおうとか、そういう形でぜひ対応して住民の皆さんの不安がないようお願いしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 意見でいいですか。そのほかございますか。それでは質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第44号鳥取市保健センター

条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 45 号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第 45 号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の一部改正は全国で本格実施するために改正を行うというものです。新しく 30 条の第 1 項の 4 というのが加わっております。これについて少し説明をしてやってください。第 22 条の 2、資料 1 の 33 ページ。お願いします。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。第 22 条の 2 の規定につきましては、先ほど委員さんおっしゃられたとおり、8 年度よりこの制度が全国的に実施するに当たりまして、離島その他の地域におけるエリアでも円滑にこの制度が実施できるように加えられた規定でございます。その内容につきましては、交通条件及び自然的・文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域、こちら、へき地保育に該当するへき地に当たる地域でございますが、こちらの地域にあって、保育所等の確保が著しく困難なところでの子ども・子育て支援法に規定されている特例保育を行う事業所で、この子ども誰でも通園制度の一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員配置に係る規定を適用しないとされたものでございます。

この、ここに出てくる特例保育といいますのが、先ほど申し上げましたへき地保育のことでございまして、先ほどの離島その他の地域であって、保育所等の確保に著しく困難な地域において、認可外施設で実施している保育について、設備や職員に関する基準はなく、特例的に保育給付の対象とされて実施されている保育の事業でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 へき地保育って探したら大江保育所とか出てきたんですけど、これは、鳥取の中には該当するんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。ここでいうへき地保育の対象は、国のほうがその地域を定めておりまして、例えば、へき地教育振興法の規定によるへき地手当等の支給の指定を受ける地域などがこの地域に該当するものでございまして、現時点において本市での該当の地域はございません。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。本市は該当するところはないということでした。その前の第 22 条で一般型乳児等通園支援事業にあって、保育士の資格について触れているとこなんですけど、これは、今回改正はないところでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 瀧田課長。

○瀧田寿之幼児保育課長 幼児保育課瀧田です。先ほどの該当の個所については、今回改正はございません。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。反対の立場で討論します。38号のところでも言いましたが、月、上限10時間、本当にたまにしか来ない児童を預かる事業で、全て保育士で限定をして事業を行うべきだというふうに思いますが、それは自治体独自で本当はできることだと思います。条例も改正をして、安心して児童を預かれるような事業にしていけないといけないというふうに思います。よって、この議案の改正については反対をいたします。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 賛成の立場で討論いたします。38号と同じく、月10時間というのは僅かかかもしれませんけども、その御家庭、また、子供にとっては大きな意義のあることだと思います。また、この事業は国が決めたことかもしれませんが、その中には該当者の方、親御さんの声、例えば仕事をしてる人にはいろんな給付があるけれども、仕事せずに家で子供を見ている我々には何の恩恵もない、給付もないといった、そうした寂しい声もあったり、また、様々な、先ほども言いましたけども、孤独感とか、そうしたこの核家族化になった中での保育っていうの、大変さが、今、社会問題になっている中での取組です。

それで、これまでも鳥取市ではそういった保育士以外でもしっかりと研修を受けて、意欲のある方が保育に携わっておられることもありますので、この条例の改正については賛成をいたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは討論を終結します。これより議案第45号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第46号鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第46号鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 これは市立病院の病後児保育の施設の名前が鳥取市児童健康支援センター、そこを利用するに当たっての利用料が改定されるということです。担当事務の方の仕事の煩雑さというようなことも聞いたりしたんですが、今回、改定に当たって利用する親の声は聞かれたんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 瀧田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。利用者の方からも声のほう、聞いておまして、その中では、やはり現在の利用設定に当たっては、軽減される部分が同一施設であったり、同一月の利用に限ったものでございましたので、やはり月をまたいだり、施設が異なった場合の利用の場合に負担軽減の適用がなく、料金が初回利用の料金にリセットされてしまうというような声を多く聞いておりましたので、今回、この課題を解消するために改定を検討したところでございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。私もいろいろ計算してみたら、安くなる場合もあったり、高くなる場合もあったり、実態からするとどうなのかなっていうのを思ったりしたんですが、現実のところ、同じ月に2回利用されるケースが多い、あるいは兄弟が利用するケースが多いのか、いや、それほどでもないのかとか、その辺実態どうなのかということと、課題とかつかんでおられたら、その辺ちょっと教えてください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。委員さんおっしゃられたとおり、同一月の利用に関して4回以上利用した場合であったり、兄弟利用でも回数によって多数利用された場合などは、改定後のほうが負担が増える状況がございます。ただし、検討するに当たりましては過去の利用実績等を見まして、同一施設の利用日数につきましては、1日～3日での利用が9割強を占めてる状況がございました。また、同一施設での兄弟利用につきましては、改定後に負担が減るケースも含めて、全体の1割弱というような利用状況でございました。

その中で、兄弟利用の場合においても月をまたいでの利用であったり、異なる施設での利用ということも想定される中で、できる限り様々なケースにおいて負担軽減が図れるような料金設定を今回行ったものでございます。これによって、おおむねの利用者の方に関しては、負担軽減が図れるものと考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。実態をいろいろつかんで計算して、おおむね負担軽減が図られるんじゃないかっていうところをつかんでおられるので、そういうことなのかなって思います。併せて、医師会の協力で指示書がいらなくなったっていうようなことで便宜が図られるっていうようなこと、説明もあつたんですけど、そこら辺ちょっと、もう一度お願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。この病児保育や病後児保育を利用される場合に医師の連絡票というのが必要になります。その際に利用者の方は当日、今まででいきますと、施設の協力医療機関、設定してある協力医療機関に受診していただいて、その連絡票を作成してもらって、施設に提出していただいて利用という流れになっておりました。その協力医療機関の設定が少ない状況がございましたので、今回、東部小児科医会の会員の先生方の御協力をいただいて、そこを、連絡票を作成していただける施設数を拡充して実施することとしております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 そのことで受診をして、紹介状ってどうか、指示書を持っていくってというようなことが簡便される部分があるっていうふうに理解したらいいですか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。この取組によりまして、ふだんかかっていたりしゃるかかりつけ医等でのその連絡票の作成も可能になりますので、利用者の方にとっては、その受診される医療機関の選択肢が増えて、利便性の向上が図られるものと考えております。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。今回、そういう手だても取って、単に料金改定だけじゃなくて利用しやすくされたということに。分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第46号鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

その他の報告

とっとり市民健康プラン2026の策定について

◆勝田鮮二委員長 それでは、その他の報告に入ります。とっとり市民健康プラン2026の策定について説明をお願いします。西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。本日配布の、福祉保健委員会その他の報告説明資料の3ページをお開きいただけますでしょうか。とっとり市民健康プラン2026の策定について御説明いたします。このプランは、本市のこころとからだの健康づくりの総合的な指針としまして、健康づくり、食育、自死対策の3つの計画を統合して、とっとり市民健康プランとして策定するものでございます。策定までの経過としましては、9月、12月定例会中の委員会のほうでも少し説明、報告をさせていただいたところです。プランの案につきましては、サイドブックスのほうでお示しをしておったところです。本日は市民政策コメントの結果などについて御報告をいたします。1の市民政策コメントについてです。募集期間は12月15日～1月の9日まで、募集方法は御覧のとおりです。

募集の結果ですが、9名の方から18項目について御意見をいただきました。いただいた御意見の内容は下の表のほうにまとめておりになりますけれども、1番～4番までにつきましては、プランの記載内容に関する御意見でした。次のページ4ページ、5ページにまたがりますが、次のページをお願いいたします。5番～18番の御意見につきましては、今後の具体的な取組の参考とさせていただくような御意見としてまとめておりますが、全部で14件ございました。詳細につきましてはまた御覧いただけたらと思っております。この政策コメントでいた

いただきました御意見を踏まえまして、修正した後のプランの案につきましては、令和8年2月に第3回鳥取市民健康づくり推進協議会を開催いたしまして、委員の皆様にも御意見をいただきまして、最終的なプランのほうが出来上がっております。

6ページをお願いいたします。プランの概要版の案をつけておりますけれども、プランの概要、基本理念、計画期間、各計画の施策の体系等につきましては、これまでの委員会で御報告をさせていただいたとおりとなっております。6ページ下に記載をしておりますプランの特長について少し御紹介をさせていただきたいと思いますが、このプランの特徴としましては、この3計画を統合して健康プランとしてまとめたということのほか、1つ目の特徴としましては、健康に関する情報をコラムにして掲載をしております。コラムは全部で7つ作ることができました。

2つ目の特長としましては、計画に記載する具体的な取組について、これまでの計画では誰が何をするのかというところが少し分りづらかったかなというところもありまして、このプランでは市民が取り組むこと、地域関係機関等で行うこと、市民が取り組むべきことに分けて記載をすることといたしました。

最後に5ページのほうに戻っていただきまして、2の策定の経過及び今後の予定の一番下のところになります。今後の予定です。3月末までには本プランを策定、公表としたいと考えております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 策定、公表というふうにあります。このいただいた意見の中にも、知っている市民が少ないように思うとか、それから15番で公民館、保育所、小中学校と連携が取れるといいと思うというふうにもあります。いかに市民に関心を持ってもらう、届くようにすることが必要だというふうに思いますが、今後のそういう届ける手立てについて教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾課長。

○**西尾靖子健康づくり推進課長** 健康づくり推進課西尾です。これからの健康づくり計画プランをどのように市民の皆様にお知らせしていくかというところかなと思います。協議会のほうでも、やはりそういった御意見をいただきました。これからいいプランはできたんだけど、これからどういうふうに市民の皆さんに知っていただくのかなというところが課題かなというところでいただいております。健康づくり地区推進員さんの御協力、それから食育推進員の御協力などもいただきまして、地域のほうにはこういった計画ができていますよというようなことを概要版もたくさん印刷もいたしますし、そういったものも使いながら地域のほうにはこのプランをお知らせしたいなというふうに思っておりますし、また、4月になりましたら、地区担当保健師のほうに学校などにも出向きまして、このプランの周知をしていきたいなというふうに思っております。

また、協議会の中には、関係機関から代表が出ていらっしゃる方々もたくさんいらっしゃるんですけども、ぜひ連携をして取り組みたいというようなお声もいただいておりますし、一緒になって広報をしていきたいと思いますというふうなお声もいただいておりますので、関係機関

の方々、それから職域の方々、そういった方々と一緒になってこのプランを広く広めることができるようにしていきたいなというふうに考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 今、御答弁がありましたけども、非常に大事なことで、プランはできたけど、次の改定まで全然見ていないとか、知らないということは多くあると思います。今、食推員さんとか、健推員さんのことをおっしゃいましたけど、ぜひ皆様が率先してこのプランを活用していただくとか、何か誇りを持ってこのプランが活用できるように取り組んでいただけたらなというふうに私も思いますのでよろしく願いいたします。意見です。

◆勝田鮮二委員長 意見でいいですか。そのほかございますか。はい。

令和8年度公立保育園・幼稚園における給食費の改定について

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして令和8年度公立保育園・幼稚園における給食費の改定について説明をお願いします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。資料は同じく福祉保健委員会その他の報告説明資料、こちらの10ページを御覧ください。令和8年度公立保育園・幼稚園における給食費の改定についてでございます。まず、1番の経緯でございますが、(1)のほうに、まずは給食費の料金設定に係るこれまでの経緯を載せております。令和元年10月から開始となりました幼児教育・保育の無償化に伴いまして3歳～5歳で教育標準時間認定を受けて、幼稚等を利用する子供である1号認定の子供、それと3歳～5歳で保育認定を受けて保育所等を利用する子供である2号認定のお子さんの主食費及び副食費につきましては、施設による実費徴収を基本とするというところが国から示されました。

それまで保育料の一部として扱われておりました2号認定の子供の副食費につきましては、公定価格において積算されていた月額4,500円を目安とすることが併せて示されたことから、令和元年10月から本市における1号及び2号認定の子供の副食費を4,500円としたところでございます。また、主食費につきましては令和6年4月から公立園全園で主食提供を行って完全給食に移行しましたので、その際に1,200円と設定したところでございます。

(2)の給食費改定に至った経緯でございます。副食費の目安となる公定価格、国の基準額でございますが、こちらが令和元年10月以降、何度か引き上げによる改定が行われてきました。下の参考という表に載せております。そちらの一番上の行でございますが、公定価格(副食費)徴収免除加算という欄に、令和元年10月～令和4年度までは4,500円であったものが令和5年度、6年度、7年度毎年見直しが行われて4,700円、4,800円、4,900円に引き上げされたという経過がございます。

そういった中で本市の給食費、副食費につきましては、できる限り保護者の負担を増やさないように献立や食材の調達などを工夫しながら料金を据え置いてきました。しかし、近年継続する物価高騰に伴う食材価格等の上昇により、現在の給食費では賄うことが困難な状況が生じておりました。このような状況から今後も引き続き児童に栄養バランスの取れた安全安心な給食を提供するため、給食費の見直しが必要となったところでございます。

2番の給食費の改定内容でございます。(1)のほうに給食費改定の対象と載せておりますが、①と②に記載している児童が対象となります。(2)の給食費改定額でございますが、11ページでございます。現在の料金設定では賄うことが困難な状況が生じております副食費につきまして、国の基準額である公定価格に合わせて現状の4,900円に改定をさせていただくというような内容でございます。現行、副食費、主食費合せて5,700円のところが400円増額になりまして改定後6,100円となるものでございます。

なお、この資料には記載しておりませんが、学校給食費の小学校の単価を適用しております福部未来学園の幼稚園の給食費につきましても、令和8年度に単価が改定され、月額6,825円という形になりますが、公立保育園や他の公立幼稚園との料金の均衡を図るために公立保育園等の給食費4,900円、改定後の4,900円の料金水準と同等になるよう、公立保育園等の単価との差分を市独自に支援をさせていただくこととしております。今後6月議会において関係する予算の上程を考えております。

最後に3番の令和9年度以降の給食費についてでございます。今後は毎年度公定価格、前年度の単価や物価等の状況を踏まえまして、給食費の適正価格の設定について検討を行うこととしてまいります。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 今回の改定、やむを得ないものだと私は思いますが、他の自治体と違いますか、県内の同じような市、また1市4町の中核市等の部分ではどのようなことになっているのかということと、ちょっと確認ですけれども、これ食材費だけですよ、確か。あと、光熱水費とか、人件費は一切入っていないので、食材費の高騰分についてこれだけ月で上げるということなんで、計算をしてみると1日280円ぐらいかなと思うんですけども、かかるとる費用は6,100円でも22日だとして一月、うちのちょっと孫も行って、7,000円か8,000円を払っているもので、鳥取市は安いなとちょっと思っているとところなんですけれども、そのことの確認の2点をお願いいたします。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。令和7年度における県内また中国管内の中核市等の料金設定の状況でございますが、県内の3市におきましては、倉吉、米子が副食費うちと同様に4,500円の設定でございます。境港市につきまして4,800円となっております。また、主食費につきましては、倉吉、米子は園での提供なしで、持参です。料金設定ございません。境港市のほうは無償化を行っているというところでございます。

他市、来年度以降の状況を確認したところ、米子と境港については、やはり固定価格に合わせるなどした値上げを検討するというようなことで聞いております。また、中国管内の中核市におきましては本市と同額で設定しているところもございまして、それ以上の額で設定しているところもございまして。その中でやはりどの市も今後この物価高騰に対しての対応として値上げを検討していくと、その中でやはり基準としては公定価格を目安に設定を考えているというような市がございました。

もう1点ありましたでしょうか。単価ですね。もう1点の御質問のほうが、1食当たりの単価というところがございますが、このたび、改定後の4,900円の単価としましては、主食費、御飯の部分に関してが、1食当たり60円、副食費が245円合計305円、こちら月20日計算で行っております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 もう1つ、この給食費のこの月の金額には食材だけということを確認させていただきたいです。私を知っとる県外のちょっとそれなりの大きな都市とか、小さい都市でも鳥取県安いというイメージを持っています。上げればいいというものではないんですけども、ほかは8,000円、9,000円、1万円近いやっぱり給食費を払っておられるところがほとんどでしたですね。中核市というよりは政令都市なんかの分ですけども、政令都市なんかは金があるからもっと安くすればいいと思うんですけども、実際高い状態でした。ちょっとこの給食費の算定は食材費だけでやっとなるかどうかの確認をお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。給食費の算定につきましては、実費徴収という部分でございますので、こちら光熱水費等は含まれておりませんで、現時点のこの305円の積算に当たっては食材費のみを見て積算しております。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 この件について、ちょっと関係ないかもしれませんが、食材の調達ですね。各園でされてるんでしょうけど、地産地消をうたっておられるのか、それとも、もう完全に業者さんにお任せして国内、国外を含めて自由に調達されているのか、その辺の関わりはどうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。地産地消に関わる部分は目標値50%を設定しまして、例年その前後で推移している状況でございますし、また、各園で調達場所は異なりますが、なるべく地域の業者さんを活用するということも含めて対応させていただいているところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。頭がついていないので。今日はこうやって説明をさせていただいて、さっき6月議会であって言われたので6月議会では議案として出てくる。だけど、実施は4月からということでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。こちらのほうの、まずは歳入の部分の予算措置に係る部分を本来でしたら当初予算に盛り込んでさせていただくべきであったのですが、当初予算の要求のタイミングを逸しておりましたので、こちらを6月なりで対応させていただきたいのと、もう1点が支援の部分に係る予算の措置でございますが、こちらのほうも4月からなるべく保護者の方の負担を減らしたいということで、4月からの開始を図らせていただきたいというところですが、本来でしたら予算措置をして議決を得てからということではござい

すが、こちらのほうも6月補正での対応をお願いできればと考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。はい。それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会へ切替え 午後12時16分 休憩

福祉保健委員会へ切替え 午後12時16分 再開

◆勝田鮮二委員長 それでは福祉保健委員会を再開します。その他の閉会中の継続審査についてです。閉会中の継続審査申出書についてお配りしておりますとおり、議長に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 異議なしということでそのように決定しました。それで、そのほか何かございますかという。なければ以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後12時17分 閉会

令和8年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和8年3月12日（木）

10:00～

場所：本庁舎7階全員協議会

健康こども部

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第38号 鳥取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第44号 鳥取市保健センター条例の一部改正について
- ・ 議案第45号 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第46号 鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

2 その他の報告

- ・ とっとり市民健康プラン2026の策定について【健康づくり推進課・保健医療課】
- ・ 令和8年度公立保育園・幼稚園における給食費の改定について【幼児保育課】

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 6 号 令和 8 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

- ・ 議案第 18 号 令和 8 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

-----《福祉保健委員会》-----

その他 健康こども部終了後

- ・ 閉会中の継続調査について・・・別紙「閉会中継続調査申出書（案）」のとおり